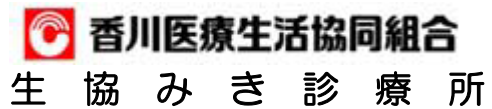


# 「指定居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導」 利用契約書・重要事項説明書



.....（以下「契約者」という。）と香川医療生活協同組合（以下「事業者」という。）は、契約者が生協みき診療所（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の概要は、P6に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。  
但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導計画を作成するものとし、ます。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとし、ます。
- 3 事業者は、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとし、ます。

- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導計画を変更するものとします。

#### **第4条（介護保険給付対象サービス）**

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者に対して、P6 に示したサービスを提供するものとします。

### **第二章 サービスの利用と料金の支払い**

#### **第5条（サービス利用料金の支払い）**

- 1 契約者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、P6 に定める所定の利用料を事業者  
に支払うものとします。
- 2 事業者は、前項に定めるサービス利用料金を1か月ごとに計算し、翌月に請求書を発行しま  
す。契約者は、郵貯・銀行等での自動振替または現金で速やかに事業者  
に支払うものとしま  
す。

#### **第6条（利用日の中止・変更・追加）**

- 1 契約者は、利用期日前において、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスの利用  
を中止又は変更、追加することができます。この場合にはサービスの実施日の24時間前までに  
事業者  
に申し出るものとします。なお、契約者がサービス提供の24時間前までに、サービス利  
用のキャンセルを通知しなかった場合、1提供あたりの料金の10%のキャンセル料を請求する  
ことができます。

但し、契約者の急な入院などのやむを得ない事情によるキャンセルについては、この限りでは  
ありません。

- 2 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業  
所の都合で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者  
に提示して協議するものとします。

#### **第7条（利用料金の変更）**

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があつ  
た場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 契約者は、前項の変更に同意することができない場合に、本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者に対する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

#### 第9条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、他医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### 第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### **第 12 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### **第五章 契約の終了**

#### **第 13 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）**

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 五 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### **第 14 条（契約者からの中途解約）**

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第 7 条第 2 項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合
  - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

#### **第 15 条（契約者からの契約解除）**

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### **第16条（事業者からの契約解除）**

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第5条に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### **第17条（精算）**

第13条第1項第一号から第五号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1か月以内に精算するものとします。

### **第六章 その他**

#### **第18条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### **第19条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他の諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

## 個人情報開示に関する同意書

私儀、この度貴事業所の居宅療養管理指導サービスを利用するにあたり、下記の事項について私および私の家族の個人情報を開示することに同意いたします。

### 記

1. 私に医療上、緊急の必要性がある場合に医療機関等に私に関する心身の状況等の情報を提供する事並びにそれに付随して家族の情報を提供する事
2. 介護支援専門員の主催するサービス担当者会議等、又はサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査のために、私および私の家族の個人情報をを用いる事

以上

## 介護保険による居宅療養管理指導について

指定居宅療養管理指導は、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図ることを目的としています。

また、居宅療養管理指導の実施にあたっては、関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

1. 医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成を行い、利用者・家族に、療養上必要な情報提供及び介護方法について、指導・助言を行います。
2. 医師による居宅療養管理指導は、月に二度の往診の場合一割負担で 298 円×2=596 円になっています。
3. 毎月の医療保険の患者負担金とは別に、居宅療養管理指導費を請求させていただくことになります。

担当医師 佐藤 龍平

## 苦情・相談窓口

|      |                |                           |
|------|----------------|---------------------------|
| 相談窓口 | 生協みき診療所<br>担当者 | TEL 087-891-0303<br>岩澤 千鶴 |
|------|----------------|---------------------------|

以上、

1. 利用契約書
2. 個人情報開示に関する同意
3. 居宅療養管理指導について説明
4. 苦情・相談窓口

について説明を受けました。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

|     |      |  |
|-----|------|--|
| 事業者 | 住 所  | 香川県木田郡三木町氷上 112-1                              |
|     | 事業所名 | 生協みき診療所  |
|     | 事業者名 | 香川医療生活協同組合                                     |
|     | 代表者名 | 理事長 北原 孝夫 <span style="float: right;">㊟</span> |

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 契約者 | 住 所 | .....                                      |
|     | 氏 名 | ..... <span style="float: right;">㊟</span> |

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 契約者家族 | 住 所 | .....                                      |
|       | 氏 名 | ..... <span style="float: right;">㊟</span> |

続柄 ( )